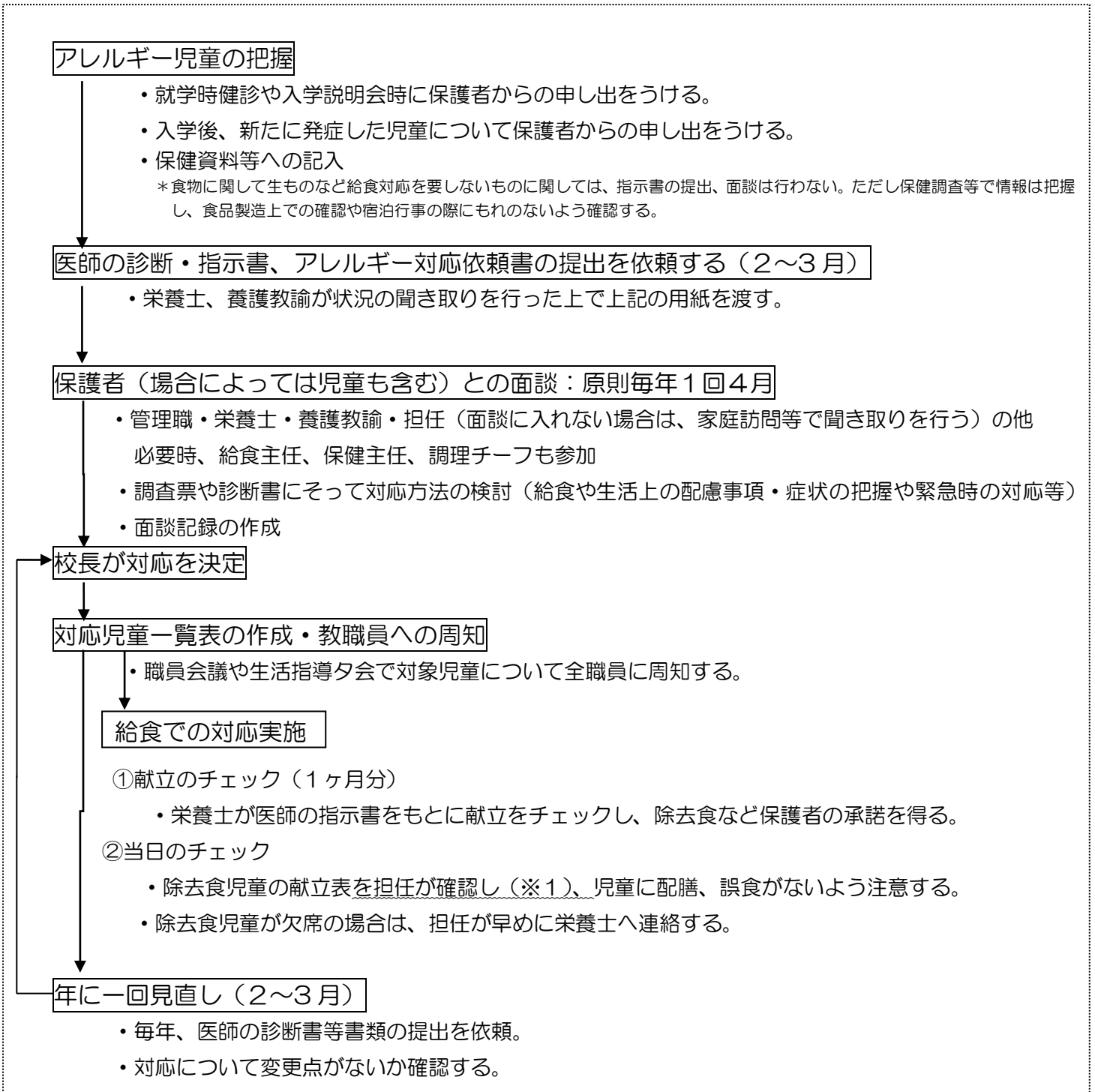


アレルギー対応について

1. 対応の流れ



※1 給食の補教体制について

担任：除去食児童の献立表は、誰でもすぐに見られるように、教室内の決められた場所に掲示しておく。補教カードには、必ず除去食児童がいることを記載する。

補教：補教カードに記載がある場合や、対象児童がいるクラスに入る場合は、事前に必ず対応児童一覧表、教室内の除去食児童の献立表を確認し、給食の確実な提供と、給食中の誤食やその後の体調変化がないか注意する。

2. 生活上（給食以外）の留意点

（１）家庭科、総合的な学習、特別活動、課外活動（家庭科クラブ）等

- ア. 調理実習等食品を使う活動の場合、学級担任・教科担任等は、使用する食品を保護者に伝え、アレルギーとなる食品が含まれていないかを必ず事前に確認する。「加工食品」に含まれるアレルギー物質の表示にも注意し、アレルギーが含まれる場合は、別メニューにする等の配慮をする。
- イ. 教材・教具（牛乳パックの洗浄、そば打ち体験、小麦粘土の使用）等にも十分配慮する。

（２）校外学習・宿泊行事を伴う行事

- ア. 食物アレルギーの児童が、なるべく他の児童と同じような校外学習・宿泊が行えるよう、学習内容・宿泊場所等を検討する。
- イ. 宿泊先での食事内容、体験学習の内容について事前に確認し、担任は保護者に伝え、対応が必要な場合は、保護者と相談、確認する。必要な対応については、宿泊先へ文書でも伝えておく。
- ウ. アレルギーの有無に関わらず、学年全体に「お弁当やお菓子の交換はしない。」
学年に応じた言葉で、しおりに明記し、児童へ事前指導を行う。
- エ. 動物との接触やそば枕の使用等で発症する場合がある。宿泊先がそば枕を使用している場合は、同じ部屋全員がそば枕でないものに変えるなどの対応が必要となる。事前に、保護者・宿泊先と相談し配慮する。
- オ. 症状が出たときの対応や医薬品の使用についても、保護者と連絡をとり確認する。原則として、医薬品は本人が持参し、本人が自分で使用できるようにしておく。学校は、保護者に主治医から処方された医薬品名と容量を記載してもらい、把握しておく。
- カ. 緊急時の連絡体制、対応、搬送先（宿泊先周辺の医療機関）等の情報を、保護者と確認するとともに、教職員間での共通理解を図る。
- キ. エピペンや内服薬を携帯している児童は、校外学習時もリュックのポケット等に入れ、自分で携帯する。
（アレルギー面談で保護者に確認。直前に担任からも確認。）

3. 食物アレルギー研修計画について

（１）ねらい

- ア. 食物アレルギーについて、正しい知識を得るとともに意識を高め、緊急対応についての共通理解を図る。
- イ. 食物アレルギー対応についての、江戸川区及び学校の共通ルールを理解・実践する。
- ウ. 緊急時のシミュレーション訓練、エピペン実技訓練に参加し、緊急対応についての理解を深める。

（２）内容

- ア. 食物アレルギーと発症時の対応について
- イ. エピペントレーナー実技訓練
- ウ. 緊急対応のシミュレーション訓練

（３）研修時期と実施回数

- ・年間１回実施。（４月初旬）

（４）その他

- ・エピペンの処方を受けている低学年児童の学級で、給食開始前に養護教諭が保健指導を実施。
アレルギーってなあに？（好き嫌いではない）、除去食について気を付けること 等。
- ・エピペンの処方を受けている児童のランドセルロッカーは、赤いテープで枠を囲む。ただし、面談で聞いてから。